

第 57 号議案「市長の給与及び退職手当の特例に関する条例制定の件」について  
討論します。

この条例は、市長の市政運営に対する評価の結果を給与に反映する市民評価連  
動型給与制度の導入に伴い、市長の給与の月額の特例を定めるとともに、市長の  
退職手当を支給しないこととするものです。

制度の概要としては、対象者は特別職全員ではなく市長のみであり、市民満足  
度アンケートを活用して、否定的評価が肯定的評価を上回った場合には、上回っ  
た割合を給料から減額し、減額上限は 30%とする。また一方、肯定的評価 70%  
を基準として、この基準点を上回った場合には、その割合分を給料に増額するこ  
ととし、上限は 10%とするというものです。なおアンケートの内容は、「大いに  
評価する」「ある程度評価する」、「あまり評価しない」「全く評価しない」の 4 つ  
の選択肢から選び、「分からない」という選択肢は排除するというものです。

市民満足度アンケート調査は、2 年ごとに行われており、今年の 11 月に実施  
されるため、本制度が適用されるのは、2026 年 1 月から 2028 年 8 月までの 32 月  
分、最大で増額分は 336 万 8,960 円である、とのことでした。年収では 1,964 万  
5,248 万円となるという試算です。

なお、この制度を導入する目的は、「市長の経営責任を明確化するとともに、市  
民の市政への関心と納得感を高めること」とのことです。

また、これまでの議論のなかで、この制度を導入している自治体は、現在のと  
ころ市が把握しているのは、寝屋川市のみであり、寝屋川市の制度は、給料の減  
額だけであり増額はない、とのことでした。

私は、新しく導入しようとする市民評価連動型給与制度が、市民にとって分かり易く、かつ目的にかなっているのか、という点が重要であると考えています。

総務常任委員会の議論では、市長や副市長などの特別職の退職金が、4年の任期が終わるごとに、支給されることについて、市長さん自身はふさわしくないと考えていることや、一方で退職金を減らすだけではなく、「優秀な人材確保」という観点から、頑張れば、給料が増えるという制度としての位置付けでもあるということが分かりました。

しかし、今後の選挙で市長職にチャレンジする人を増やしたい、という思いがあるのなら、市長の任期である2028年8月27日までの「期限付き条例」にするのではなく、恒久的な条例にした方がよいのでは、とも思います。あるいは、退職金を受け取る、という選択肢もあるので、この条例によって市長職に挑む人を増やすということに繋がるのかと疑問に思います。

次に、市民アンケートの選択肢が「評価する」か「評価しない」かだけでなく、「わからない」という項目がない点についてです。審議会では「分からないという選択肢があればよい」という意見がありました。しかし事務局の考えとしては「分からない」を入れると、そこに回答が集中する傾向があり、市政に関心を持ってもらうきっかけにするため、安易に「分からない」を選択しないようにする、というものでした。けれども従来の市民満足度調査には「分からない」という選択肢があり、直近の2023年度の調査における市政に関する項目では、肯定的なものが65.2%、分からないは34.3%となっている、との市の答弁でした。「分からない」というのは、市民の率直な感想であるため、それも含めて、市政への関心や理解度であるという評価ができます。「わからない」という項目を抜く方が、市政への関心が高まるのだ、という論理は、まったく理解できません。またこのような評価方法によって、「市民の納得感が高まる」とも思えません。

報酬審議会においても「市民の関心を高めるための方策について検討いただき

たい」という意見がありました。この件について委員会での質疑では、市民への情報発信を行うなどの取組みをご答弁いただきましたが、私は、そういったことに加えて、意思形成段階における市民参画が不可欠であると考えています。

そして、市民の市政への関心度をどのように検証するのか、という質問については、市民満足度アンケートである、とのご答弁でしたが、市政への関心度が高まったかどうかのアンケート項目を増やすのかな、と思い質問させていただきましたが、そのような考えは説明いただけませんでした。

私は、市長の評価を市民が行うことについては、反対ではありません。また市長さんが緊張感のある市政運営を行いたい、という思いも、一定受け止めておりますが、本条例で提案されている制度では、本来の目的である「市長の経営責任の明確化と、市民の市政への関心と納得感の向上」が得られるとは思えません。

寝屋川市のように、市長の市政運営に対する評価の結果に応じて不十分な場合は減額する、という制度なら良いのですが、評価に応じて増額する場合には、多角的な視点で市長の業績評価を行うなど、市民の生活に直接影響を与える市政運営の成果を評価できるようにするべきではないでしょうか。市長の人气が優先する評価とならないためにも、多くの市民の納得を得られるよう、増額する場合はより丁寧な説明責任と明確な根拠が伴うと考えます。

以上、今回提案されている制度設計には、疑問点や見直すべき点があると考えするため、本条例には反対します。